

各都道府県・指定都市教育委員会学校保健担当課
各都道府県教育委員会専修学校主管課
各都道府県私立学校主管部課
各国公立大学法人担当課
大学又は高等専門学校を設置する各地方公共団体担当課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課
大学を設置する各学校設置会社担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課
独立行政法人国立高等専門学校機構本部事務局担当課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課
厚生労働省医政局医療経営支援課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

御中

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

学校環境衛生基準を一部改正する通知の一部訂正について

標記のことについて、「学校環境衛生基準の一部改正について（通知）」（令和2年12月15日付け2文科初第1345号初等中等教育局長通知）について、下記のとおり誤りがありましたので訂正するとともに、別紙に差し替えいただくようお願いします。

記

正	誤
5 学校環境衛生活動に係る留意事項 (1) 学校の責務について 学校においては、学校保健安全法（昭和33年法律第56号。以下「法」という。）第5条の規定に基づき、環境衛生検査に関する事項についても学校保健計画を策定し、実施すること。その際、 <u>学校保健安全法施行規則（昭和33年文部省令第18号）</u> 第24条の規定を踏まえ、学校薬剤師に相談すること。 (略)	5 学校環境衛生活動に係る留意事項 (1) 学校の責務について 学校においては、学校保健安全法（昭和33年法律第56号。以下「法」という。）第5条の規定に基づき、環境衛生検査に関する事項についても学校保健計画を策定し、実施すること。その際、 <u>法</u> 第24条の規定を踏まえ、学校薬剤師に相談すること。 (略)

【本件連絡先】

文部科学省初等中等教育局
健康教育・食育課 保健管理係
TEL：03-5253-4111(内線2976)